

入間市職員の配偶者同行休業に関する条例の要旨（議案第3号）

1 要旨

地方公務員法第26条の6の規定に基づく配偶者同行休業の制度を導入するにあたり、必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

配偶者同行休業は、市職員の仕事と家庭生活の両立を支援し、継続的な勤務を促進するために、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対して、3年を超えない範囲で休業を承認する制度で、当該休業の期間中は、給与を支給しない。

2 内容

(1) 入間市職員の配偶者同行休業に関する条例

配偶者同行休業制度の施行に必要な、休業の事由、申請及び承認、期間等を条例で定めるもの。主な内容は、次のとおり。

◆趣旨（第1条）

地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるもの。

◆配偶者同行休業の承認（第2条）

配偶者同行休業は、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認する。

◆配偶者同行休業の期間（第3条）

配偶者同行休業の期間は、3年を超えない範囲内とする。

◆配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由（第4条）

配偶者が外国に滞在する事由は、配偶者の外国での勤務、事業を営む個人が業として行う活動、外国の大学における修学、これらに準ずる事由として任命権者が認めるものとする。

◆その他（第5条～第12条）

配偶者同行休業の承認の申請、配偶者同行休業の期間の延長、再度の延長ができる特別の事情、配偶者同行休業の承認の取消事由、届出、任期付採用又は臨時的任用、職務復帰後における号給の調整及び委任にかかる事項を規定する。

(2) 入間市職員定数条例（附則）

入間市職員定数条例の定数外とすることができる職員に「配偶者同行休業をしている職員」を加える。

3 施行日 令和5年4月1日